<mark>ISO14001:2004</mark>略号: タイトルと同じ、 (要求事項)、 この規格、 S(組織)、 MR(マネダメントレピュー)、 TM(トップマネダメント)、

IOU	14001,2004	哈亏	71 「WICIO」、 (安水争項)、 COの規格、 3 (組織)、 WIR (マイン / ノ WIC (アン)	マイン グ	/ 17/
	規格要求事項		EMS(環境マネシ [・] メントシステム)、 KSS(活動、製品、サービス)、 (文書化された) <i>手順、</i> &、 or		
_	序文	13	·S(組織):KSSへの影響を管理してバフォーマンスを達成、実証への関心の高まり		明確化
			·S:EMSの普及は法規制、経済的政策、環境問題へのRKの関心の高まりが背景		
			·S:KP評価の効果的なレビュー、監査用に実施。これを体系化されたMSの中で実施&統合する必要		
			·EMS規格はSの目標達成のため、他の経営上の と統合できるEMSの諸要素を提供する意図あり		
			・ (この規格)のアプローチの基本は図1(PDCA)。全ての階層&部門、特に最高経営層の関与が重要		
			・ : 1996年版からの明確化に焦点&ISO9001(QMS)との両立性を考慮		
			・・・・附属書Aと 項番号 をあわせた。 附属書Bは EMS,QMS双方からの対応 を示す。		
			·EMSの 認証/登録&/or自己宣言 に利用可。EMSを上手〈実施し利害関係者(RK)の納得を得る。		
			(参考)・PDCAとプロセスアプローチに言及。QMSで推奨しており、2つの方法論は両立性あり		
			・ :客観的に監査できる だけ。広範なEMSについては 手引 として JISQ14004		
			・ :KHの法規制等の順守、汚染の予防&継続的改善に対するコミットメントを規定。		
			·EMS:KMの達成用に、経済的に実行可能な場合、最良利用可能技術(EVABAT)の適用を 考慮要		
			・ (この規格)は品質、労働安全衛生、財務、リスクなどのMSの は含まないが、統合は可能		
			・EMSの詳細さ、複雑さの水準、文書類の範囲&資源はSの適用範囲、規模&KSSに依存		
1	適用範囲	8	・ (この規格)は、方針&目標を策定,実施できるように、EMSの要求事項()を規定		
٠			・は、Sが管理できるもの&影響を及ぼすことができるとして特定する環境側面(KS)に適用		明確化
		(~6)			P/3 H# 1
		(0)	・は、次を行うどのSにも適用可		
			・EMSを確立し、実施し、維持し、改善する。		
			・表明した環境方針(KH)との適合を自ら確信する。		
			・との適合を次により示す。		
			・自己決定し、自己宣言する。		順序
			・顧客等利害関係をもつ人orグループによる適合確認を求める		追加
			·外部の人orグループによる自己宣言の確認を求める		追加
			・外部組織によるEMSの認証/登録を求める		遅か 順序
			・すべての要求事項()はどのEMSにも取り入れ可能。		順力
			・適用の範囲はSの環境方針(KH)、活動の性質&運用状況等に依存。 ・また、 (この規格)には附属書Aの参考手引あり。		
			(参考)・ (この規格)の対応国際規格はISO14001:2004		
<u> </u>	21円坦坎		(多句) (この規格)の対心国际規格は13014001,2004		
2 3	引用規格 定義	20	- 協し ・監査員 - 継続的改善 (KK) - ・是正処置 · 文書		
J	(略号2)	20			7つ 追加
			・環境(enviroment) ・環境側面(KS) ・環境影響(KE) ・ 環境マネシメントシステム (EMS)		但小
			·環境目的(KM) ・ 環境パフォーマンス (KP) ・環境方針(KH) ・環境目標		
			・利害関係者(RK) · 内部監査 ·不適合(nonconformity) ·組織(S)		
	5140 = # = -		·予防処置 · 汚染の予防(OY) · 手順(procedure) ·記録(record)		
	EMS要求事項		・S(組織):EMSを確立し、文書化し、実施し、維持し継続的改し、どのように を満たすかを決定する。		
4.1	一般要求事項	2	·S:EMSの 適用範囲を定め、文書化		明確化
		(~e)	·EMS適用範囲も設定と文書化・境界を明確化、特にSの一部に適用の場合		5項 目は
			·範囲内のSSKの全てがEMSの対象 · EMS境界の選択が信頼性の鍵		A1
			・システムから除外する部分はその説明を		

色の区分について:英文では 赤字:主語 青字:述語(動詞) 縁字:キーワード 紫字:2004版で追加 を示す。

4.2	環境方針	1	・TM(トップマネジメント):Sの環境方針(KH)を定め、定めたEMSの範囲内で次を確実に	定める	
		(~ g)	·Sの活動、製品&サービス(KSS)の性質、規模&環境影響(KE)に対し適切		
			・継続的改善(KK) &汚染の予防(OY)に関するコミットメントを含む		
			·環境側面に関連して適用可能な法規制 & S が同意するその他の を順守するコミットメントを含む		明確化
			·環境目的(KM)&目標を設定し、レビューする枠組みを与える		
			·文書化、実行、維持		
			·組織(S)で働〈or組織(S)のために働〈すべての人に周知		明確化
			・一般の人が入手可能		
4.3	計画				
	1.環境側面	3	·S:次の事項に関わる手順を確立、実施、維持	手順	明確化
		(~b)	・EMSの適用範囲の中で、KSSについて <u>Sが管理できるKS&影響影響を及ぼすことができる</u> KSを特定		
			*計画中or新規の開発又は新規のor変更されたKSを考慮		
			·環境に著しい影響を持つor持つ可能性のある側面を決定		
			·S:この情報を文書化、最新化	文書化	
			·S:EMSを確立し、実施し、維持する上で著しいKSを確実に考慮に入れる (A3.1参照)		
			(A3.1) 影響を及ぼせる側面 (利用する物品・サービス)を考慮 :直接的な管理以外に		
			・設計&開発・・製造プロセス		
			・包装&輸送・請負者、供給者の環境パフォーマンス&業務遂行		
			・廃棄物管理・原材料&天然資源の採取&運搬		
	0.1440		・運搬、使用&使用後の処理・・野生生物&生物多様性		
	2.法的 & その他の	2	·S:次の事項に関わる手順を確立、実施、維持	手順	明確化
		(~b)	·KSに関連して適用可能な法的 &組織が同意するその他の を特定し参照		
			·これらの をSのKSにどのように適用するかを決定		
	3.目的、目標		·S:EMSの確立·実施·維持に際して適用可能な を確実に考慮に入れる		
	& 実施計画	6	・S:S内の 各部門&階層で 、文書化された環境目的(KM)&目標を設定、実施、維持	設定	統合&
			・目的、目標は実施できる場合、 測定可能		明確化
		(~c)	· <mark>目的&目標は</mark> 、以下のコミットメントを含め、環境方針(KH)に整合		
			·汚染の予防(OY) ·法的&その他の の順守 ·継続的改善(KK)		
		(~e)	·S:目的を設定&レビューする時、以下を考慮に入れる		
			·法的等 、 ・著UINKS、 また以下を考慮		
			·技術上の選択肢・・財政上、運用上&事業上の・RKの見解		
			・S:目的&目標達成のための 実施計画 を策定、実施、維持	策定	
			・実施計画には次を含む		
			・関連する部門&階層における目的&目標達成のための責任の明示		
			・目的&目標達成のための手段&日程		

1.1		5	·TM(トップマネジメント):EMS確立、実施、維持、改善に不可欠な資源を確実に利用できるように		両立
4.4	1.資源、	ا ا			m) 37
	役割、		・資源には以下を含む・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	責任&権限		・人的資源&専門的な技能、・Sのインフラストラクチャー・技術、・資金		
		(~d))	・効果的な環境マネジメント実施のため、 <mark>役割、責任&権限</mark> を定め、 <u>文書化</u> &周知	文書化	
			・TM:特定の管理責任者(複数も可)を任命 ・管理責任者は次の役割、責任&権限を他の責任にかかわりな〈持つ		
		(~b)			
		(2)	・改善の提案を含め、レビューのために、TMにEMSの パフォーマンス を報告		
	2.力量、	5	S: 著しいKSの原因となる可能性をもつ全ての作業者が適切な教育訓練or力量を確実に		明確化
	教育訓練 & 自覚		·S:また、これに伴う 記録を保持		
	以口克	(~ d)	·S:KS&EMSに伴う 教育訓練 のニーズを明確にする		
		,	·S:ニーズを満たすために教育訓練を提供orその他の処置をとり、 記録を保持	記録	
			·S:Sで働くor組織のために働く人々に次の事項を自覚させる手順を確立、実施、維持	手順	
			·KH&手順&EMSの に適合することの重要性		
			・自分の仕事に伴う著しいKS&関係する顕在or潜在のKE、&各人の作業改善による環境上の利点		
			・EMS との適合を達成するための役割&責任		
			・規定された手順から逸脱した際に予想される結果 		
	3.コミュニケーション	3	·S: KS&EMSに関し、次の事項に関わる <u>手順</u> を確立し、実施し、維持	手順	明確化
		(~b)			
			・外部の利害関係者(RK)からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化、対応		
			・S:著しいKSについて外部を行うかを決定し、その決定を文書化	文書化	
			・S:外部 を行うと決定した場合、この 外部 の方法 を確立し実施	確立	
	4文書類		・EMSの文書には次の事項を含める	文書化	両立
		(~ e)			
			・EMSの主要な要素、その相互作用の記述&関係文書の参照		
			・この規格が要求する、記録を含む文書	文書·記録	
			・著しいKSのプロセスの運用等を確実化のため、組織が計画・運用に必要と定めた、記録を含む文書	文書·記録	
			(A4.4) 判断基準 · 文書化しなかった場合に起こること · 順法を実証する必要性		
			・活動が整合して実施される必要性		
	- 文書祭田		・規格の要求を含め実施、維持、改訂を容易にし、リスクを低減でき、目で見られる		両立
	5.文書管理		・EMS& で必要な文書を管理。記録は文書の一種であるが、4.5.4により管理	手順	向八
		(~ g)	・S:次の事項に関わる手順を確立、実施、維持 ・発行前に適切かどうか文書を 承認	丁順	
			・		
			・交責をレビュー。また、必要に心して更新・特殊的		
			・該当する文書の 適切な版が 必要なところで使用可能な状況を確実に		
			・文書は読みやすく、容易に 識別可能な状態 を確実に		
			・EMSの計画・運用に必要な 外部からの文書 を明確にし、配布管理を確実に		
			・廃止文書が誤って使用されない。これらを何らかの目的で保持する場合、適切な識別をする		
	6.運用管理	1	・S:方針、目的&目標に整合して特定された著しいKSに関する運用を明確にし、計画	手順	
	0.是/11日注		(A4.6)・運用管理ではSのシステム上の を日々の運用にどのように組み込むかを示すので、	J MX	
		(~ c)		手順	
		()	· その <i>手順</i> には運用基準を明記	手順	
			・特定された著しいKSの手順を確立・実施・維持。&供給者等に手順& を伝達	手順	
	7.緊急事態への	4	・S:潜在的な &事故を特定のため、また対応のための 手順を 確立・実施・維持		明確化
	準備&対応	·	・S:顕在した や事故に対応し、それらに伴う有害な環境影響を 予防・緩和	, 3 MX	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	, 110 - 7, 37-07		·S: 手順を定期的に、また特に事故or の発生後にはレビューし、必要に応じ改訂		
			・S:実施可能な場合には、手順を 定期的にテスト する		
			The state of the s		

45	点	桳	3	・S:運用の鍵となる特性を定常的に のための <i>手順</i> を確立、実施、維持	手順	明確化
1.0		へ 1.監視及び測定	0		文書化	
		1.m		·S:校正or検証された 機器が使用され、維持されることを確実にし、その 記録を保持	記録	
		2.順守評価	2	O A STEP OF THE PROPERTY OF TH	口口业小	明確化
		2.1.	۷	・S:適用可能な 法規制順守 を定期的に評価用の <i>手順</i> を確立、実施、維持し、結果の 記録を保持		
		2.2.		・S:自らが同意するその他の 順守を定期的に評価し、結果の記録を残す。(手順は自由)	手順·松康 手順·松康	块足加
		3.不適合並 び	1	·S:顕在&潜在の不適合対応のため、&是正·予防処置の手順を確立、実施、維持		明確化
		に是正処置	7	・手順は以下に対するを定める		17月11日 1七
		& 予防処置	(~e)			
			(0)	· 不適合を 調査し、原因を特定し、再発防止処置 をとる(是正処置)		
				・不適合を 予防する処置 の必要性を評価し、発生を防ぐ適正な処置の実施(予防処置)		
				・とられた是正処置及び予防処置の 結果を記録	記録	
				・とられた是正処置及び予防処置の 有効性をレビュー	レビュー	
				·とられた処置は、 問題の大きさ&生じたKEに見合うこと		
				·S:いかなる必要な変更も EMS文書に確実に反映 する		
		4.記録	3	S:SのEMS&この規格の への適合&達成した結果を実証するのに必要な記録を作成・維持	記録	両立
				・S:環境記録の識別、保管・保護・検索・保管期間&廃棄についての手順を確立、実施、維持	手順	
				 は読みやす〈、識別可能で追跡可能な状態を保つこと 		
		5.内部監査	3	·S:次のために あらかじめ定められた間隔 でEMSの を確実に実施		両立
			(~ b)	a)EMSについて次の事項を決定		
				· の を含め、EM用に計画された取り決めに適合しているか		
				・適切に実施され、維持されているか		
				b)監査結果に関する情報を経営層に提供		
				·監査プログラムは環境上の重要性&前回までの監査結果を考慮して計画、策定、実施、維持		
			(~ b)	・以下に対処する監査手順を確立、実施、維持	手順	
				- 監査計画&実施、結果の報告&記録の保持に関する 責任&		
				- 監査基準、適用範囲、頻度&方法の決定		
		÷ >>./ >./		·監査員の選定&監査の実施では、 監査プロセスの客観性&公平性 を確保		
4.6	レ	ネジメント ごュー	5	·TM:EMSが引き続き適切で、 妥当で、 有効を確実化のため、 予め定められた間隔で EMSをレビュー		両立
	(M	R)		·:レビューは方針、目標を含むEMSの改善の機会&変更の必要性の評価を含む		
				·MRの 記録は保持	記録	
			(~ h)	・レビューへのインプット(IP)は次を含む		
				・内部監査&法的 など順守評価の結果 ・外部利害関係者からのコミュニケーション		
				・組織(S)の環境パフォーマンス ・目的・目標を達成されている程度		
				·是正処置&予防処置の状況 · 前回までのMRの結果に対するフォローアップ		
				·法的等 を含む変化している周囲の状況 ·改善のための提案		
				・レビューからのアウトプット(OP)は次を含む		
				·KKへのコミットメントと首尾一貫させ、方針、目的・目標&その他EMS要素の変更に関する全ての決定&処置		

<u>ISO14000 (EMS)の関連図</u>

